借りることのできる農地

- 市街化区域外の農地であること。
- 借受希望者が見込まれる農地であること。

※前述の農地にかかわらず、以下のような農地は借り受けない場合があります。

- 農地等として利用することが著しく困難な農地
- 隣接する土地との境界が不明瞭な農地
- 贈与税・相続税納税猶予の対象農地
- 進入路の無い農地
- 仮登記や抵当権が設定されている農地
- 相続手続きが終わっていない農地
- ハウスなどの施設や果樹などの永年性作物がある農地
- 固定資産税や土地改良区賦課金の未納がある農地

事業活用の優遇措置等

- 農地の固定資産税が軽減されるなどの税制上の優遇措置があります。
- 地域に対する協力金（補助金）の交付対象になる場合があります。
- ほ場整備事業の支援の対象になる場合があります。
- 国の補助事業を受ける際に、農地中間管理事業を活用していることが要件となっている場合があります。

※事業や補助金については、予算の範囲内で、かつそれぞれの要件を満たす必要があります。

賃料について

- 地域で一体的に事業に取り組む場合は、予め話合いで地域の基準となる賃料や土地改良区賦課金の負担者を決めていただきます。
- 賃料の支払いは金納のみです。米等による物納は取扱っていません。
  - 受け手からの支払いは、口座引落しまたは振り込みになります（12月上旬まで）。
  - 出し手への支払いは、口座振り込みになります（12月末まで）。
  - 自己所有地を機構に貸し付け、自ら借り受けて耕作する場合でも、賃貸借契約のときは支払いが必要です。
  - 自己都合により賃料の引落しや振り込みができなかった場合、事務手数料を徴収させていただきます。

お問い合わせ 各市町村の農政担当課又は農業委員会

公益社団法人 埼玉県農林公社　TEL.048-558-3555　FAX.048-558-3558
〒361-0013　埼玉県行田市大字真名板1975番1　E-mail:nouchi@sainourin.or.jp

農地中間管理事業を利用しましょう

Ver.6

農地中間管理事業の仕組み

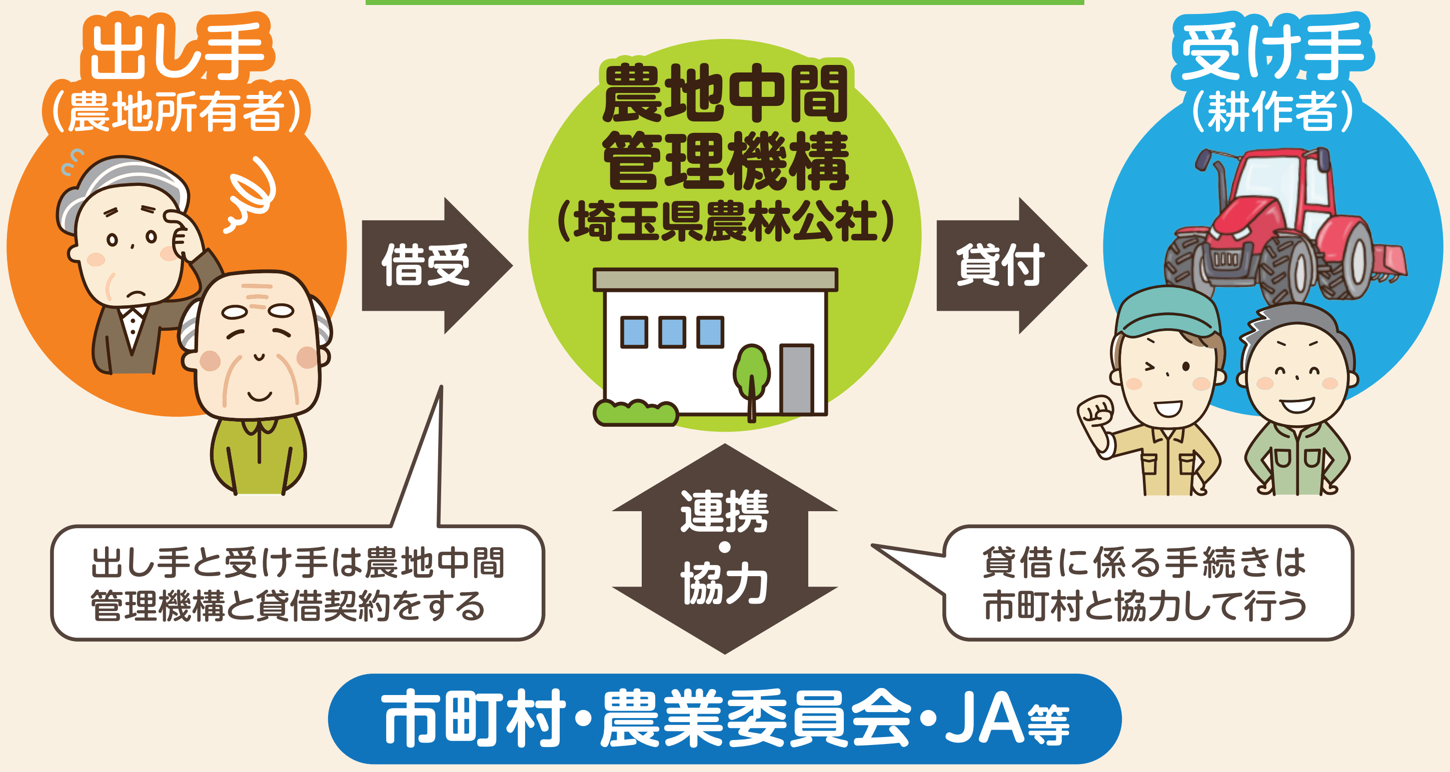

農地中間管理機構とは

農地中間管理事業法に基づいて都道府県知事が指定する機関です。
埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が指定されています。

公益社団法人 埼玉県農林公社とは

県、市町村、農林業団体を構成員とする公益社団法人です。

農地の貸借は正規の手続きで行いましょう！

農地の貸借は、原則として農地中間管理機構を経由した「農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理事業法）」に基づく方法となります。
（農地法による貸借もこれまでどおり可能です。）

埼玉県農地中間管理機構
（公益社団法人 埼玉県農林公社）

農地中間管理事業における農地の集積・集約化の考え方

農地中間管理事業では出し手から借受けた農地を、経営規模の拡大を希望する受け手に貸付けます（集積）。その後さらに、周辺の農地を出し手から借受けて隣接地等を耕作する受け手に貸付けるほか、必要に応じて受け手間で交換（集約化）による再配分を繰り返すことで、集積・集約化を進めていきます。

地域計画が策定された地域では、目標地図に基づき、農地中間管理事業を活用して農地を受け手へ貸し付け、農地の集約化を行います。

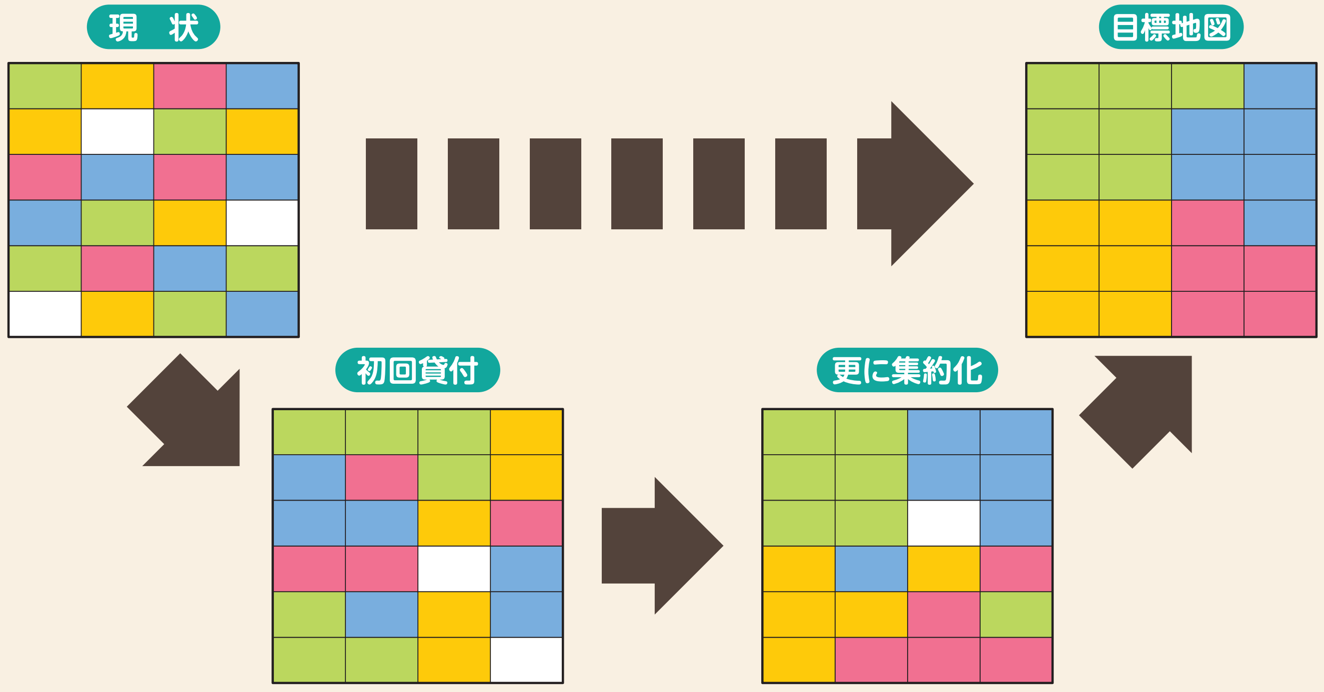

地域計画とは　農業者や地域のみなさんの話合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

農地中間管理事業の申込と事務の流れ

出し手（農地所有者）　⇔ 利用調整 ⇔　受け手（耕作者）

出し手：貸付の申込　／　受け手：借受の申込

農地のある市町村・農業委員会へ

↓ 促進計画（案）提出

機構　農用地利用集積等促進計画の作成・決定

↓ 認可申請

認可権者　農用地利用集積等促進計画の認可・公告
（知事又は市町村長が手続き）

賃料の流れ

受け手（耕作者） → 支払（口座引落し・振込） → 機構 → 支払（振込） → 出し手（農地所有者）

※賃料の支払は年払となります。